

省エネルギー政策の動向について

令和7年1月23日

四国経済産業局 エネルギー対策課

- 1. 省エネルギー政策を取り巻く状況**
2. 省エネ法について
3. 省エネ支援策について
4. その他省エネに関する取組について

「GX実現に向けた基本方針」における、省エネの位置づけ

- 令和5年2月に閣議決定された「**GX実現に向けた基本方針**」において、**需要サイドの取組の筆頭として、「徹底した省エネ」が挙げられている。**
- 特に、**省エネ法を活用した、規制・支援一体型での省エネの取組**の重要性が言及されている。

GX実現に向けた基本方針の概要

背景

- ✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加（GDPベースで9割以上）し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。
- ✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出。
- ✓ 第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する（下線部分が法案で措置する部分）。

（1）エネルギー安定供給の確保を前提としたGXの取組

① 徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。
- 関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。
- 改正省エネ法に基づき、主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。

② 再生エネルギーの主力電源化

- 2030年度の再生エネルギー比率36～38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直送送電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。
- 地域と共生した再生エネルギー導入のための事業規律強化。次世代太陽電池（ヘロボスカイ）や浮体式洋上風力の社会実装化。

③ 原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- 厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの技術強化を行う。

④ その他の重要事項

- 水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の策定を含む包括的な制度設計を行う。
- 電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。
- サリン1・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では利益を維持。不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハイドレート等の技術開発を支援。
- その他、カーボンサイクル燃料（メタネーション、SAF、合成燃料等）、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。

（3）進捗評価と必要な見直し

- GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的・実施し、必
- これらのうち、法制上の措置が必要なものを第211回国会に提出する法案に明記し、確実に実行していく。

（2）「成長

1) 徹底した省エネルギーの推進、製造業の構造転換（燃料・原料転換）

① GX経済移行債を

- 長期にわたり支援策を
- (国際標準に準拠し
- 支援を実施、民間の
- 創出の自立に貢献す

② 成長志向型カーボ

- 成長志向型CPIにより
- 直ちに導入するのでは
- 的に減少させていく中
- ⇒ 支援措置と併せ、G

<具体例>

- (i) GXリーグの、階的
- (ii) 発電事業者等

(iii) 化石燃料輸入

- ※なお、上記を一元的

③ 新たな金融手法の

- GX投資の加速に向け
- (保証等)を検討・適
- トランジション・ファイナ
- 報の開示も含めた、サ

④ 国際戦略・公正な

- 「アジア・ゼロエミ
- リスキング支援等によ
- 脱炭素先行地域の創
- 脱炭素化を率先して手
- 事業再構築補助金等
- パートナシップ構築

省エネルギー（以下「省エネ」という。）は、エネルギー使用量の削減を通じた脱炭素社会への貢献のみならず、**危機にも強いエネルギー需給体制の構築にも資する**ため、家庭・業務・産業・運輸の各分野において、改正省エネ法等を活用し、**規制・支援一体型で大胆な省エネの取組を進める。**

企業向けには、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる省エネ補助金を創設するなど、中小企業の省エネ支援を強化する。エネルギー診断や運用改善提案を行う省エネ診断事業を拡充し、中小企業の経営者に対する支援を強化する。

家庭向けには、関係省庁で連携して、省エネ効果の高い断熱窓への改修など住宅の省エネ化に対する支援について、統一窓口を設けワンストップ対応により強化するなど、国民の協力や取組を自然な形で促すとともに、それが国民の快適なライフスタイルとして定着し得よう消費者に対して省エネの取組への理解と消費行動変化を促す施策等を進める。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金も活用しつつ、自治体における、地域の実情を踏まえた、省エネ家電等の買い替え支援の取組を後押しする。

令和6年4月5日

衆議院 経済産業委員会における齋藤経産大臣の答弁 (中小企業や家庭に向けた省エネ支援について)



… 省エネは、エネルギー危機に強い経済・社会構造への転換を進めていくために重要な取組でありますし、加えて、G Xの実現に向けた取組を進めるにあたっても、ご指摘のように特に中小企業や家庭にとっては、その第一歩の取組が実は省エネであろうと思います。そのため、令和5年度補正予算を活用しまして、企業・家庭の省エネ支援をパッケージとして取りまとめたところでありま。具体的には、

(1) 企業向けには、省エネ設備への更新を支援する「省エネ補助金」について、中小企業にも多く活用していただいているところでありますが、今後3年間で7,000億円規模で支援するよう、支援の規模を拡充をしたほか、脱炭素につながる電化・燃料転換を促進する新たな類型をこの補助金のなかで設けたところであります。

(2) それから家庭向けですけれども、高効率給湯器の導入や断熱窓への改修等、住宅省エネ化の支援を経産省・環境省・国交省の三省連携で進めておりまして、総額約4,600億円規模と、支援の規模を、拡充をいたしました。このうち給湯器につきましては、設置スペースが確保できない等の理由からですね、ヒートポンプ給湯機等の導入が困難な賃貸集合住宅向けに、潜熱回収型給湯器の導入支援を、新たに新設をいたしました。

加えて、これらの支援策が、中小企業や家庭にもしっかり行きわたるように、周知広報も重要であります。「省エネ補助金」は、3月下旬に補助金を活用いただく事業者向けの公募を開始したところでありまので、周知広報にもしっかり取り組んでいきたいと考えています。

… 企業・家庭の省エネ支援を強化していくことは、繰り返しになりますがG Xとエネルギー安全保障の両方の観点からも必要でありまして、引き続き、国会でもご議論頂きながら、様々な施策を検討・実施していきたいと考えております。

省エネに関する国際動向

- **COP28**において、「年間のエネルギー効率改善率を世界平均で2倍とする」との世界目標に合意。
- また、**G7首脳コミュニケ**においても、省エネは、エネルギー転換における「第一の燃料(first fuel)」として、その重要性が言及されている。

G7首脳声明（2024年6月、イタリア、プーリア・サミット）

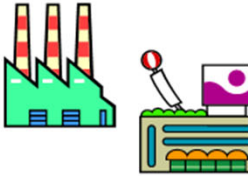

我々は、COP28で打ち出された、2030年までに世界全体の再生可能エネルギー容量を3倍にし、年間のエネルギー効率改善率を世界平均で2倍にするというコミットメントを歓迎する。省エネルギーは第一の燃料であり、クリーン・エネルギー移行に不可欠な要素である。




1. 省エネルギー政策を取り巻く状況
2. 省エネ法について
3. 省エネ支援策について
4. その他省エネに関する取組について

省エネ法の全体像

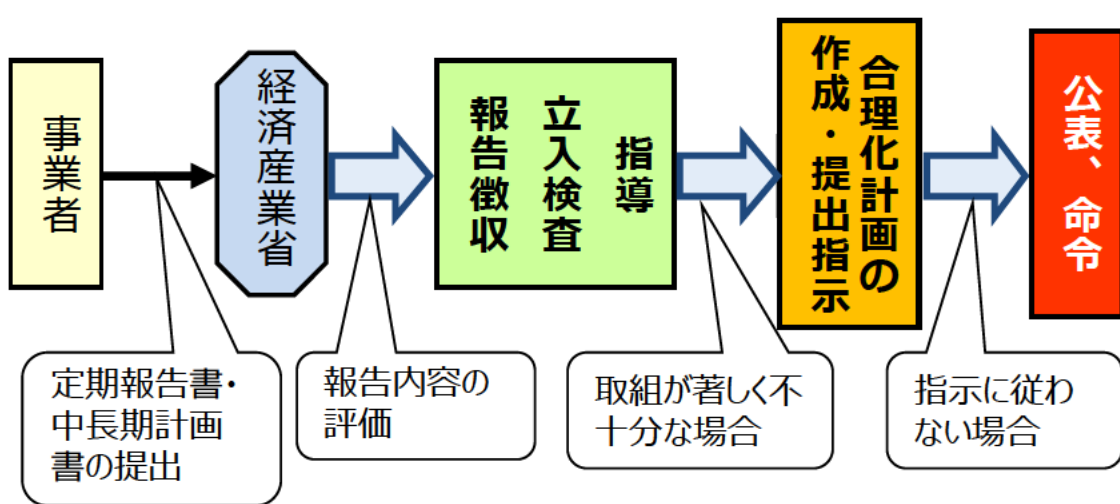
- 省エネ法では、工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネルギー・非化石転換に関する取組を実施する際の目安となるべき判断基準及び電気の需要の最適化に関する指針を示し、**一定規模以上の事業者**に**エネルギーの使用状況等の報告**を求めている。

エネルギー使用者への直接規制	工場・事業場		運輸		
	<p>努力義務の対象者</p> <p>工場等の設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の努力義務 <p>報告義務等対象者</p> <p>特定事業者 (エネルギー使用量1,500kl/年以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理者等の選任義務 ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務 		<p>貨物/旅客輸送事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の努力義務 <p>特定貨物/旅客輸送事業者 (保有車両トラック200台以上等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務 		<p>荷主 (自らの貨物を輸送業者に輸送させる者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の努力義務 <p>特定荷主 (年間輸送量3,000万トン以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

使用者への間接規制	特定エネルギー消費機器等 (トップランナー制度)		一般消費者への情報提供	
	<p>製造事業者等 (生産量等が一定以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める 		<p>家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者への情報提供 (努力義務) 	

省エネ法（工場等規制の概要）

- 年度の**エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者**は、エネルギーの使用状況等を**定期報告**。国は取組状況を評価。
- 評価基準のひとつは、**エネルギー消費原単位の年平均1%以上改善**。取組が著しく不十分であれば、国による指導や立入検査、指示、公表、命令、罰則が課される。



<定期報告書記載内容>

- 省エネ措置の取組状況
- エネルギー消費原単位の推移
- ベンチマーク指標の状況（対象業種のみ）

○**省エネ措置**：

- 事業者全体としての省エネ措置
 - ・ 管理体制の整備
 - ・ 責任者の配置
 - ・ 省エネ目標等に関する取組方針の策定 等
- 各工場等における省エネ措置
(例：空気調和設備)
以下の事項等について、管理標準を設定・実施
 - ・ 運転管理（運転時間、設定温度等）
 - ・ 温度、湿度等の定期的な計測・記録
 - ・ 設備の定期的な保守・点検

○**努力目標**： **年平均1%以上改善**

○**ベンチマーク指標**：

現在の設定業種：鉄鋼、電力、セメント、製紙、石油精製、化学 等

目指すべき水準：各業界で最も優れた事業者の1～2割が満たす水準

省エネ法の改正の概要

① エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大【エネルギーの定義の見直し】

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、**非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化**を求める。
- 電気の一次エネルギー換算係数は、**全国一律の全電源平均係数を基本**とする。

② 非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】

- 特定事業者等に対し、**非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画**及び**非化石エネルギー使用状況等の定期の報告**を求める。
- 電気事業者から調達した電気の評価は、**小売電気事業者（メニュー）別の非化石電源比率を反映**する。

③ 電気の需要の最適化に関する措置【電気需要平準化の見直し】

- **再エネ出力抑制時への需要シフト（上げDR）や需給状況が厳しい時間帯の需要減少（下げDR）を促す枠組み**を構築。
- 電気事業者に対し、**電気需要最適化に資する料金体系等の整備に関する計画作成**を求める。
- 電気消費機器（トップランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務

→ これらを踏まえ、

法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に見直し。

（2022年5月13日 第208回通常国会で成立）

⇒ **2023年4月1日 施行**

1. 省エネルギー政策を取り巻く状況
2. 省エネ法について
- 3. 省エネ支援策について**
4. その他省エネに関する取組について

令和6年度補正予算における省エネ支援パッケージ

設備投資と省エネ診断に対する支援で、GXへの第一歩として省エネを強力に促進

1. 省エネ・非化石転換設備への更新支援

- 昨年度、省エネ設備への更新に対して、3年間で7,000億円規模の予算により、複数年の投資計画に切れ目なく支援することとした。今年度は、本取り組みを継続しつつ、以下により更に取り組みを強化【600億円】（国庫債務負担行為含め総額2,375億円）
 - ニーズの高かった設備単位の更新を支援するⅢ型について、予算規模を拡充
 - 工場全体で高い省エネ効果を求めるⅠ型や電化・脱炭素化を求めるⅡ型について、工事費用の追加など補助対象等の見直しを行いつつ、特に中小企業の積極的な活用（大規模投資）を促す
- 高効率機器（空調、照明、給湯）と外皮の高断熱化（断熱窓・断熱材）の導入を一体で進めることで、既存の建築物（事務所、学校、商業施設、病院等）を効率的に省エネ改修する支援策（環境省事業）を実施。【112億円】（国庫債務負担行為含め総額344億円）

2. 省エネ診断

- 工場・事業所のエネルギー消費量等の見える化を行い、改善提案を行う省エネ診断により、省エネの取り組みを行う中小企業の裾野を広げる。今年度からは、デジタル技術を活用した見える化を促進する診断メニューを加えて、より効果的な省エネ対策を後押しする。加えて、省エネ・地域パートナーシップにより地域の金融機関・省エネ支援機関と連携し、中小企業の省エネ診断の活用を促進することを目指す【34億円】

経産省・国交省・環境省の3省連携による住宅の省エネ化支援

3. 省エネ住宅支援

- 住宅のヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入において、高性能な給湯器（高効率な機種や、昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等）に対して集中的に支援【580億円】。また、設置スペース等の都合からヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）導入の支援を実施【50億円】
- これらの措置を、環境省による住宅の省エネ効果の高い断熱窓への改修支援【1,350億円】、国交省によるZEH水準の住宅支援【1,750億円】、環境省によるZEH水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅支援【500億円】と合わせて、3省連携でワンストップ対応で実施。

※「重点支援地方交付金」により、全国各地の自治体によるエアコン・冷蔵庫等の省エネ家電買い換え支援や賃貸集合住宅向けの断熱窓への改修支援を促進。

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **Ⅰ型に中小企業投資促進枠を創設**するなど、GXへの取組の第一歩として省エネを強力に促進する。

（Ⅰ）工場・事業場型

※旧A/B類型

- **工場・事業所全体で大幅な省エネを図る**取り組みに対して補助
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
 - 補助上限額：15億円 等
- ※中小企業投資枠等を追加

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

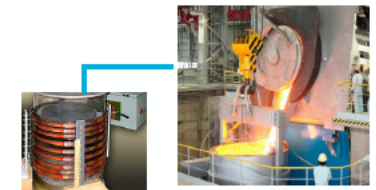
（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
 - 補助率：1/2
 - 補助上限額：3億円 等
- ※中小企業のみ工事費を補助対象に追加

【キュボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ）設備単体型

※旧C類型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
 - 補助率：1/3
 - 補助上限額：1億円
- ※省エネ要件を追加

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



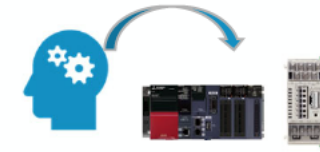
（Ⅳ）EMS型

- **EMSの導入を補助**
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）
 - 補助上限額：1億円
- ※省エネ要件を見直し

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



【参考】前年からの変更点（I型：工場・事業場型）

- 工場・事業所全体での、大規模な省エネ投資をより促進するため、省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）の組み合わせによる事業所等全体での取組を補助対象に追加。
- また、中小企業においても大規模な省エネ投資を促すため、「中小企業投資促進枠」を創設。

事業区分		(I) 工場・事業場型 ～生産ラインの更新等、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る～		
		先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠 変更②
補助対象		先進設備・システム 変更①	オーダーメイド設備 又は指定設備	
省エネ要件		①省エネ率等：30%以上 ②省エネ量等：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	①10%以上 ②700kl以上 ③7%以上	①7%以上 ②500kl以上 ③5%以上 ※指定するフォーマットにより 目標・計画の作成・公表が必要 (目標は一般枠の効果)
投資回収要件		・投資回収年数が5年以上であること		・投資回収年数が 3年 以上であること
補助率	大企業	1 / 2	1 / 3 ※投資回収年数が7年未満の事業は1 / 4	—
	中小企業	2 / 3	1 / 2 ※投資回収年数が7年未満の事業は1 / 3	1 / 2 ※投資回収年数が 5年 未満の事業は1 / 3
補助金限度額	大企業	—		—
	中小企業	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業もしくは連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

【参考】前年からの変更点（Ⅱ型：電化・脱炭素燃转型）

- 燃料転換のための設備更新について、既存設備と配管の取り回しや設置方法が異なることで工事費用が高額となることを踏まえ、負担増の影響を受けやすい**中小企業について工事費用も補助対象**とする。
- また、**ヒートポンプなどについて、更新前設備との併用を認める。**

事業区分	（Ⅱ）電化・脱炭素燃转型 ～電化・低炭素な燃料への転換を伴う設備等への更新を支援～
補助対象	化石燃料から電気への転換及びより低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等への更新
補助対象経費	<div style="border: 1px dashed purple; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更</p> <p style="text-align: center;">工事費・設備費 （電化の場合は付帯設備も対象） ※工事費は中小企業に限る ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める （ただし併用する場合であっても、将来的には非化石転換に向けたリプレースを目指すことを求める）</p> </div>
補助率	1/2
補助金限度額	上限：3億円 （電化の場合は5億円）

【参考】前年からの変更点（Ⅲ型：設備単位型、Ⅳ型：エネルギー需要最適化型）

- Ⅲ型について、高効率省エネ設備への投資を促進する観点から、**省エネ要件を追加**。
- Ⅳ型について、デジタル技術を活用したエネルギー消費の見える化、最適化に取り組み、GX・DXを加速する事業者を支援する観点から、**従来の要件を見直す**。

事業区分	(Ⅲ) 設備単位型 ～指定設備への更新～
補助対象	省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）への更新
省エネ要件	変更① ①～③のいずれかの要件を満たすこと ①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：1kl以上 ③経費当たり省エネ量：1kl/千万円
補助対象経費	設備費
補助率	1 / 3
補助金限度額	上限：1億円
その他の要件	変更② ・省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者（特定事業者等以外の事業者）については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること（指定するフォーマットで作成）

事業区分	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型 ～EMSの導入促進～
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 効果が高いと指定したエネルギー管理システム（指定EMS）を用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業
省エネ要件	変更① <ul style="list-style-type: none"> 指定EMSを導入する範囲内において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施。 EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表（2%改善を目安） EMSは、導入事業者自らが制御・運用改善に取り組める機能を具備していること。具備していない場合には、運用改善の提案を出来る事業者との契約（補助対象外）を結ぶこと ※従来の省エネ効果2%の事前確認要件及び投資回収年数要件は設けない
補助対象経費	設計費・工事費・設備費
補助率	大企業 1 / 3 中小企業 1 / 2
補助金限度額	変更② 上限：1億円 下限：30万円（100万円から引き下げ）

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。



【令和6年度補正予算(案) 11,175百万円】
 ※4年間で総額34,373百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指すべき姿(ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能*の確保)を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、事務所や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、ウェルビーイング/くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○主要要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること(ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%)、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等

○主要対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器 等

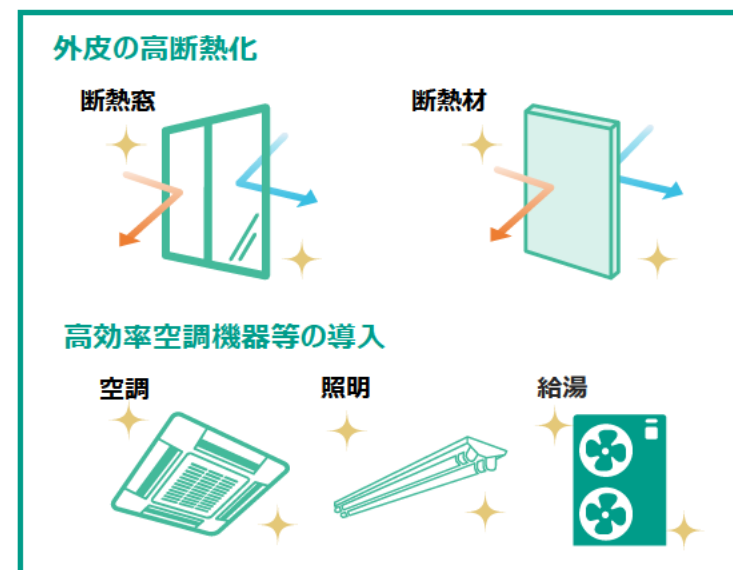
- 設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。
- 一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。

○補助額：改修内容に応じて定額(補助率1/2~1/3相当) 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

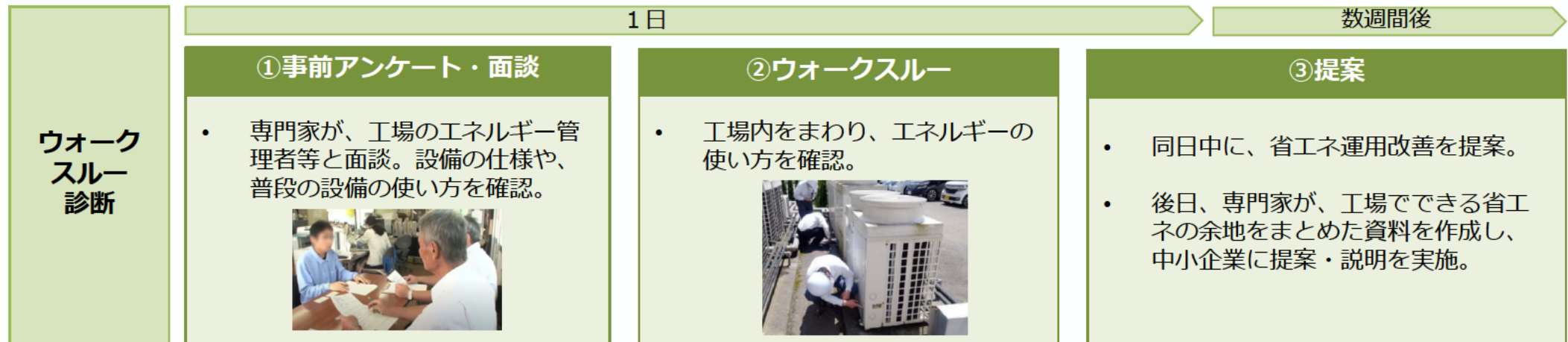
4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援**を強化。
- これまでのウォークスルーを中心とした診断に加えて、**計測機器を用いた設備・プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析・提案に対応するメニュー（IT診断）**を追加する。



3省連携による住宅省エネ化支援

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化や、省エネ効果の高い住宅の断熱窓への改修に経産省・環境省事業で手厚く支援。国交省・環境省の住宅省エネ化支援と併せて、**共通のホームページからの申請や情報入手を可能とするなど、3省連携でワンストップ対応を行う。**

省エネ住宅の新築

対象世帯	対象住宅	補助額
すべての世帯	GX志向型住宅	160万円/戸
子育て世帯等*	長期優良住宅	最大100万円/戸
	ZEH水準住宅	最大60万円/戸

※:「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」

+

蓄電池を設置する場合の補助事業	補助概要	補助率
DR※に対応したリソース導入拡大支援事業(仮)	DRに活用可能な家庭用等蓄電システムの導入を支援	1/3以内

※ デマンド・レスポンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。

既存住宅の省エネリフォーム

○以下の各事業を組み合わせる場合には、ワンストップの一括申請を可能とする。

工事内容		補助対象	補助額	
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置	先進的窓リノベ2025事業	高性能の断熱窓 最大200万円/戸	
	2) 給湯器	高効率給湯器の設置	給湯省エネ2025事業	高効率給湯器 最大20万円/台
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替	賃貸集合給湯省エネ2025事業	エコジョーズ/ エコフィール 最大7万円/台 ※工事内容によっては追加の補助(今後公表)
3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事		子育てグリーン住宅支援事業	既存住宅の省エネ改修 最大60万円/戸	
②その他のリフォーム工事*		住宅の子育て対応改修など	最大60万円/戸	

※ 省エネ改修とあわせて行うリフォーム工事に限る。

申請や情報入手の窓口を一本化

- **給湯器は、家庭のエネルギー消費量の約3割を占め最大のエネルギー消費源。**このため、**給湯器の高効率化はエネルギーコスト上昇への対策として有効**であり、前年に続いて導入支援を実施。
- 今年度は、再エネ拡大に伴う**出力制御対策**に資する機能を具備する機種や、補助要件下限の機種と比較して**より高効率な機種**に対して、重点的に支援する。

	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	家庭用燃料電池 (エネファーム)	ハイブリッド給湯機
エネルギー源	電気	ガス	電気・ガス
特徴	圧縮すると温度上昇し膨張すると温度が下がる、 気体の性質を利用して熱を移動させるヒートポンプの原理を用いてお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。	都市ガスやLPガス等から作った 水素と空気中の酸素の化学反応により発電 するとともに、 発電の際の排熱を利用してお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。	ヒートポンプ給湯機とガス給湯器を組み合わせ てお湯を作り、タンクに蓄えるもの。二つの熱源を用いることで、より高効率な給湯が可能。
価格 (機器+工事費)	55万円程度	130万円程度	65万円程度
主な補助額	10万円 ※昼間の余剰再エネ電気を活用できる機器	20万円 ※レジリエンス機能を強化した機器	13万円 ※昼間の余剰再エネ電気を活用できる機器
商品イメージ	 出所) 三菱電機	 出所) アイシン	 出所) リンナイ
追加措置	蓄熱暖房機*1、電気温水器を撤去する場合 + 8万円 (蓄熱暖房機) + 4万円 (電気温水器)		

*1:蓄熱レンガを電気で温め、放熱することで部屋を暖める器具。

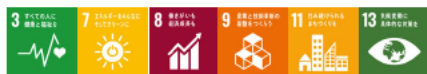
- **既存賃貸集合住宅**は、①住戸面積が小さいためにヒートポンプ給湯器等の導入が困難であり、②機器導入コストを負担するオーナーは光熱費負担者でないことが多いことから、給湯分野における省エネが進みにくく、**高効率給湯器支援が行き届きにくい領域**。
- そのため、昨年度、**賃貸集合住宅に限り、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ等の省エネ型給湯器）の導入を促進する支援を創設**し、業界団体やメーカーと連携して、**省エネ型の住宅が選ばれやすい環境整備**を進めた。
- 今年度は、**工事内容の実態に合わせた補助額の設定や要件の見直し（1棟あたり原則2台以上の取替の見直し等）**を行い、更なる導入の加速を行う。

	潜熱回収型給湯器（エコジョーズ等）
エネルギー源	都市ガス/LP/石油
特徴	従来型のガス給湯器では捨てられていた排気ガスの熱を再利用 することで、より少ないガスの燃焼でお湯を沸き上げるもの。 ※：エコジョーズのほか、石油をエネルギー源とする潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)も対象とする
価格 (機器+工事費)	20~40万円程度
補助額	追焚機能無し：5万円/台 追焚機能有り：7万円/台 ※工事内容によっては追加の補助（今後公表）
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存賃貸集合住宅1棟あたり1台以上の取替が対象 ● 従来型給湯器から補助対象エコジョーズ等への取替が対象



出所) ノーリツ

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和6年度補正予算(案) 135,000百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- 既存住宅の早期の省エネ化を図ることで、エネルギー費用負担の軽減及び住まいの快適性の向上と、2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約7割削減(2013年度比)の実現を図り、「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現に貢献する。
- 先進的な断熱窓の導入加速により、窓等の価格低減による関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。

2. 事業内容

約5,000万戸存在する国内の既存住宅のうち約2割しか現行の省エネルギー基準を満たしていないこと及び家庭におけるエネルギー消費の大部分を冷暖房由来のものが占めており、これらの使用量を減らすには熱損失が大きい窓等の開口部を改修し断熱性能を高めることが効果的であることに鑑み、既存住宅において断熱性能の高い窓に改修(改修工法:内窓設置、外窓交換又はガラス交換)する際の費用の一部を支援する。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額: 工事内容に応じて定額(補助率1/2相当等)

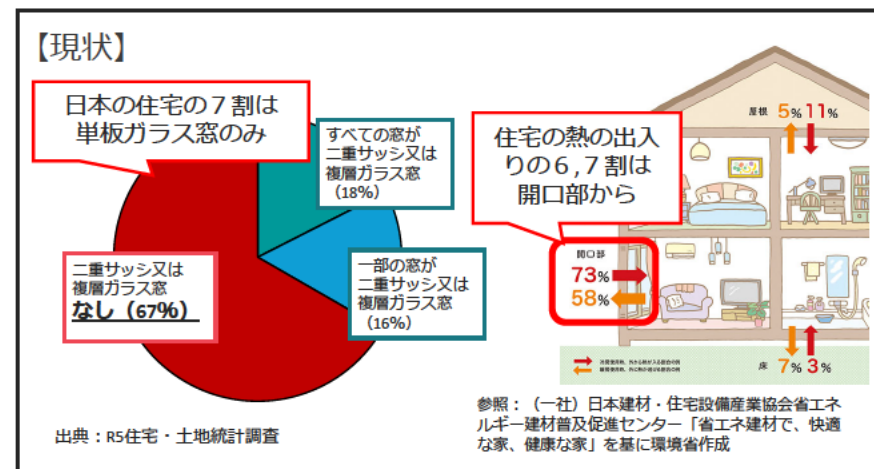
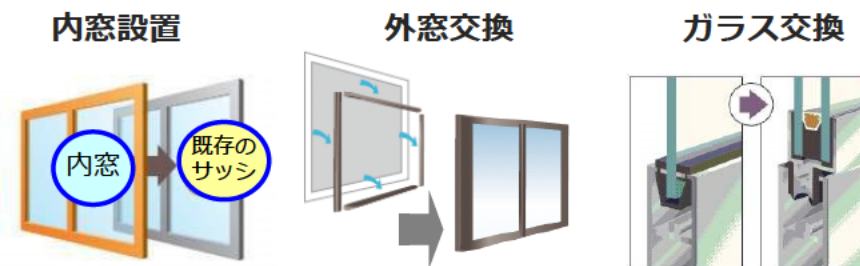
対象: 窓(ガラス・サッシ)の断熱改修工事

(熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 住宅の所有者等
- 実施期間 令和6年度

4. 補助事業対象の例



子育てグリーン住宅支援事業の概要

1 制度の目的

○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う。

2 補助対象

経済対策閣議決定日(令和6年11月22日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

住宅※2,3の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)

対象世帯	対象住宅	補助額	
すべての世帯	GX志向型住宅※4	160万円/戸	
子育て世帯等※1	長期優良住宅 ※4,5,6,7	建替前住宅等の除却を行う場合※8	100万円/戸
		上記以外の場合	80万円/戸
	ZEH水準住宅 ※4,6,7	建替前住宅等の除却を行う場合※8	60万円/戸
		上記以外の場合	40万円/戸

GX志向型住宅の要件

○ 下記の①、②及び③にすべて適合するもの

- ① 断熱等性能等級「6以上」
- ② 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量の削減率「35%以上」
- ③ 再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量の削減率「100%以上」※9,10,11

※1: 「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」

※2: 対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。

※3: 以下の住宅は、原則対象外とする。

- ① 「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
- ② 「災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)」に立地する住宅
- ③ 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
- ④ 「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)」に該当する区域に立地する住宅

※4: 「GX志向型住宅」は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。

※5: 長期にわたる良好な状態を使用するための措置が講じられている住宅で、地方公共団体にて認定を受けたもの。

※6: 断熱等性能等級「5以上」かつ再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量の削減率「20%以上」に適合するもの。

※7: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。

※8: 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。

※9: 寒冷地等に限っては75%以上(Nearly ZEH)も可。

※10: 都市部狭小地等の場合に限っては再生可能エネルギー未導入(ZEH Oriented)も可。

※11: 共同住宅は、別途階数ごとに設定。

既存住宅※12のリフォーム※13

メニュー	補助要件	補助額※14
Sタイプ	必須工事3種の全てを実施	上限:60万円/戸
Aタイプ	必須工事3種のうち、いずれか2種を実施	上限:40万円/戸
補助対象工事		
必須工事※15	①開口部の断熱改修、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置	
附帯工事※16	子育て対応改修、バリアフリー改修等	

※12: 賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。

※13: 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)【以下「連携事業」という。】とのワンストップ対応を実施し、併せて実施することが可能。

※14: 補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。

※15: ①、②については、ZEH水準に相当する省エネ性能以上の改修工事に限る。

※16: 補助対象となるのは「必須工事」を行う場合に限る。なお、この場合、連携事業のうち、環境省事業は必須工事①、経済産業省事業は必須工事③として扱う。

分譲住宅・賃貸住宅の新築に関する特則

【分譲住宅における事前登録の方法】

- ・ 住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助要件に適合する住宅の戸数を登録することで、交付申請を行うことが可能。
- ・ 登録は、①各事業者における1か月あたりの登録戸数の上限、②各住棟における対象住宅戸数に応じた登録戸数の上限(共同住宅の場合)の範囲内で行う。
- ・ 登録戸数を超える住宅購入者が決定した場合は、追加の交付申請を行うことも可能(共同住宅の場合)。

【賃貸住宅を対象とした追加ルール(長期優良住宅又はZEH水準住宅に限る)】

- ・ 申請ができる戸数の上限は、※2及び※7に該当する戸数の50%とする。
- ・ 新築時最初の入居募集(3か月間)は、対象を子育て世帯等に限定する。
(当該期間中に入居者を確保できなかった場合は、子育て世帯等以外の世帯を入居させることも可能)
- ・ 「子育て世帯等」向けに、補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を設定する。



【令和6年度補正予算（案） 50,000百万円】

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅（脱炭素志向型住宅）の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ② 住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 事業内容

家庭部門のCO2排出量削減を進め、くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る性能を有する省エネ住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

- 対象（補助額）：新築戸建住宅、新築集合住宅（160万円／戸）
- 主な要件：①一次エネルギー消費量の基準（BEI） ≤ 0.65 （省エネのみ）
②一次エネルギー消費量削減率100%以上^{※1,2}（再生エネ等含む）
③断熱等性能等級6以上 など

※1 寒冷地等の場合は75%以上、都市部狭小地等の場合を除く
※2 集合住宅は、別途住宅部分の階層により設定

注) 以下の住宅は、原則対象外とする。
・「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
・「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）」に立地する住宅
・「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）」に該当する区域に立地する住宅 など

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度

4. 補助対象の例



1. 省エネルギー政策を取り巻く状況
2. 省エネ法について
3. 省エネ支援策について
4. **その他省エネに関する取組について**

省エネ法定定期報告情報の開示制度

- 省エネ法に基づく定期報告情報を、**企業の同意に基づき開示**する仕組み。
- 令和6年度より、全ての省エネ法特定事業者を対象に、本格運用を開始。
- 省エネ補助金の支援を受ける企業の優良な省エネ取組の横展開を促す観点から、省エネ法特定事業者は、**本制度への参画宣言を、省エネ補助金申請の要件**としている。

左側：個社の開示情報

右側：読み手に対する参考情報

A 個社の開示内容
定期報告書の開示項目

B 個社の任意記述欄
定性的取組の記述

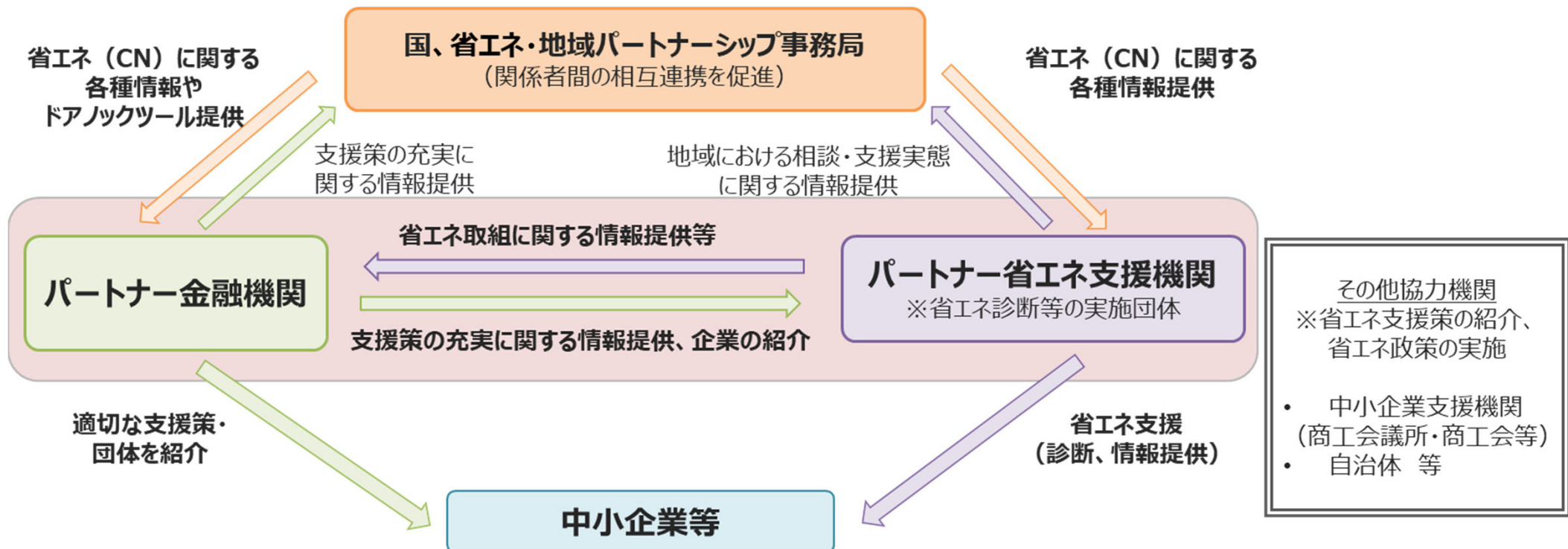
C 個社の属する業界報
業界の特色等記述

D 個社の任意記述欄
GXやCN取組等記述

省エネ・地域パートナーシップの立ち上げ

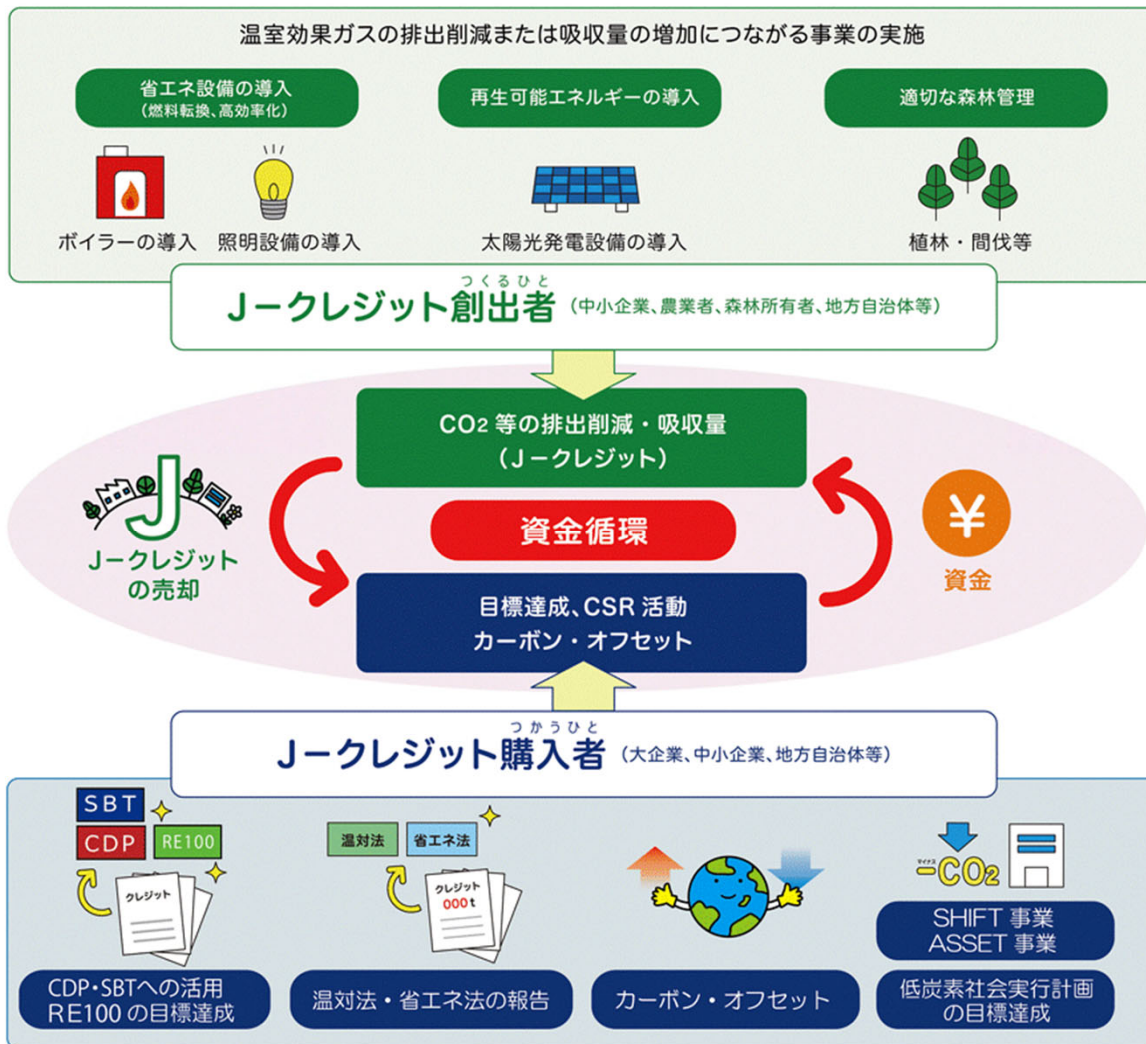
- 中小企業における潜在的なニーズを掘り起こし、中小企業の省エネ取組を更に促すため、**省エネに積極的な姿勢を有する地域の金融機関や省エネ団体等**とともに、地域の中小企業を後押しする枠組。
- 趣旨に賛同いただける金融機関と省エネ支援機関を募集。**現在、202金融機関、56の省エネ支援機関が参加。**
- 今後、国・事務局、パートナー機関等との間で連携を深め、省エネ政策・取組等に関する各種情報の提供や交換を行いながら、**中小企業の省エネを地域で支える取組を進める。**

省エネ・地域パートナーシップのイメージ図



J-クレジット制度の概要

- 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- クレジットをインセンティブとして省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、国内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進する。



Jクレジットに関するご質問・ご相談があれば、お気軽にご連絡ください。

令和6年度四国経済産業局委託先：
PwC Japan有限責任監査法人
担当：竹内・石川
メールアドレス：
jp_jcresupport@pwc.com

(参考) 省エネ優良事例集 (四国経済産業局ウェブサイト)

事業者における
📍 優良な省エネルギー事例

省エネ優良事例～四国内33事業者の省エネ対策～

文字サイズ 小さく 標準 大きく 印刷



建築技術と運用改善で 実現した ZEB 社屋

ダイタン株式会社
香川県高松市

事例詳細はこちら

省エネ優良事例紹介

- 運用改善
- 補助金を活用した設備更新
- 専門家による支援
- ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)
- その他

- 製造業
- 卸売・小売業
- サービス業
- 医療、福祉
- 公務
- その他

クリア

New!!



建築技術と運用改善で実現したZEB社屋

ダイタン株式会社

設備工事業

事例詳細 紹介動画

New!!



省エネ診断を活用した食品工場の省エネ活動

株式会社木村海産

製造業

事例詳細 紹介動画

New!!



チームで実現！熱処理効率化によるCO2排出削減と経費削減

住友重機械ハイマテックス株式会社

製造業

事例詳細 紹介動画

事業者における
📍 優良な省エネルギー事例

HOME > 省エネ優良事例 お問い合わせ

文字サイズ 小さく 標準 大きく 印刷

HOME > 住友重機械ハイマテックス株式会社

📍 省エネ優良事例集2023 | 住友重機械ハイマテックス株式会社
住友重機械ハイマテックス株式会社

チームで実現！熱処理効率化によるCO2排出削減と経費削減

省エネ手法キーワード

- 運用改善
- 既存設備の更新
- 燃料転換
- 制御システム



YouTube(meti channel)より

業種	製造業
従業員	113名
建物区分	工場
受賞歴	2022年度省エネ大賞 (省エネ事例部門 資源エネルギー庁長官賞)

企業概要

住友重機械ハイマテックス株式会社は、愛媛県新居浜市に本社工場を置く企業です。主な事業は、鉄の圧延に使用されるロールを製造するロール事業、海上浮標塔係留や艦船のチェーンを製造する製鉄事業、粉末材料を金属表面にコーティングする表面処理事業の3つとなり、工場は、第1種エネルギー管理指定工場となっています(原油換算：3502kl/2021年度)。同社は、売上の8割を占めるロール事業の省エネ活動において、2022年度省エネ大賞(省エネ事例部門 資源エネルギー庁長官賞)を受賞しました。



事業者における優良な省エネルギー事例 (四国経済産業局ウェブサイト)

https://www.shikoku.meti.go.jp/03_sesakudocs/0503_energy/energy_03/index.html

ご清聴ありがとうございました。